

団 規 約

第1章 総 則

第1条 (名 称)

財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「日本連盟」という。）承認により、日本ボーイスカウト横浜第74団と称する。（以下「団」という。）

第2条 (本 部)

本団の団本部を横浜市に置く。

第3条 (目 的)

本団は、日本連盟教育規定に基づき青少年を育成することを目的とする。

第4条 (編 成)

本団は、団委員会及びビーバースカウト隊、カブスカウト隊、ボーイスカウト隊、ベンチャースカウト隊、ローバースカウト隊をもって構成する。

第2章 団委員会

第5条 (構 成)

日本ボーイスカウト横浜第74団育成会（以下「育成会」という。）が選出した団委員をもって団委員会を構成する。

2 団委員及び育成会代表による団委員会を構成する。

3 団委員会の議長は団委員長とする。

4 本規約に定めのない事項については、団委員会によって決定することができる。

第6条 (役 務)

団委員会は、団の運営を行うため、日本連盟教育規定に基づき次の事項を役務とする。

(1) 団の資産を管理する。

(2) 団の財政について責任をもつ。

(3) 集会場、備品及び核行事の実施について責任をもつ。

(4) 団の各隊指導者の選任及び育成について責任をもつ。

(5) 団内スカウトの進歩の促進を図る。

(6) 団内スカウトの入隊団を管理し、団の加盟登録について責任をもつ。

(7) 団内スカウトの健康と安全に留意する。

(8) スカウティングの主旨の普及に努める。

2 団委員会はスカウトの実地訓練には関与しない。

第7条 (職 務)

団委員の互選により次の職務を分担する。

(1) 団委員長 1名

(2) 副団委員長 若干名

(3) 団委員 若干名

2 団委員は財政、野営・行事、指導者育成、進歩、健康・安全、広報、事務局、会計を分担する。

第3章 団会議

第8条 (団会議)

本団の教育訓練に関する事項を協議するため団内各隊の隊長及び副長による団会議を開催する。

2 団会議の議長は団委員長とする。

第4章 総会

第9条 (総会)

総会は年次総会と臨時総会とする。

2 年次総会は年一回とし、臨時総会は必要のあるときに育成会役員及び団委員の決議を経て行うことができる。

3 総会は出席者をもって成立するものとする。

第10条 (構成)

総会は、隊員の保護者、団委員及び各隊指導者をもって構成する。

第11条 (総会事項)

総会は次の事項を協議及び議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 事業計画及び予算

(4) その他の事項

2 総会は出席者の過半数をもって決するものとする。

3 賛否同数の場合は議長決裁とする。

第5章 財務

第12条 (収入)

本団は次の収入をもって維持する。

(1) 育成会からの助成金

(2) 団費

(3) 入団金

(4) 行事参加費

(5) その他の収入

第13条 (支出)

本団の支出は次のとおりとする。

(1) 団の備品購入費

(2) 団行事経費

- (3) 各隊活動費
- (4) 団運営費
- (5) 慶弔費
- (6) その他団委員会において必要と認められたもの

第14条 (会計年度)

本団の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日をもって終りとする。
その決算は、育成会監査役の監査を経て年次総会において報告される。

第15条 (慶弔費)

慶弔費は、加盟登録員、スカウトの父母及び関係者を対象とし、緊急を要する場合には、慶弔金及びその他の慶弔にかかわる事項の判断は団委員長に一任する。

第6章 入退団

第16条 (入団手続)

入団者は次の手続を経た後、団委員会において入団を承認する。

- (1) 所定の入団申込用紙の提出
- (2) 団委員長によるスカウト本人及び保護者の面接
- (3) 入団金、運営基金及び団費の納入

第17条 (退団手続)

退団は書面により団委員長へ届け出る。

- 2 届出以前に納入された団費は返納しない。
- 3 退団届出月までの未納入の団費は必ず納入する。
- 4 退団時に運営基金を返納する。

付 則

1. 規約改正

規約は総会出席者の過半数の賛成をもって改正することができる。

2. 施行日

この規約は、平成2年9月1日より施行する。

3. 本規約に定めのない事項については、団委員会によって決定することができる。

4. 改正日

この規約は、平成12年10月9日に一部改正し施行する。

団規約運用規則

ボーイスカウト横浜第74団団規約（以下、「規約」という）付則第3項の規定に基づき、団規約運用規則を次の通り定める。

第1条 規約第6条（4）の隊指導者とは、隊長、副長、デンリーダー及び補助者とする。

第2条 ローバースカウト年代のスカウトは、ローバースカウトとしてベンチャー隊と連携して活動する。

第3条 規約第5条に定める団委員会と同第8条に定める団会議は、原則として毎月第3土曜日に合同会議として開催する。

第4条 規約第12条（2）団費、同条（3）入団金及び第16条（3）運営基金は次のとおりとする。

（1）団費

スカウト（ローバースカウトを除く）

月額 3,100円

ローバースカウト

年額 8,200円

各隊指導者

年額 13,000円

（2）入団金（スカウトのみ） 3,000円

（3）運営基金（スカウトのみ） 4,000円

第5条 前条に定める団費は次のとおり、横浜銀行杉田支店に納入する。

（1）スカウト（ローバースカウトを除く）は、3ヶ月分を団からの通知により次の期日までに納入する。

第1回 10月末日 第2回 1月末日

第3回 4月末日 第4回 7月末日

（2）ローバースカウト並びに、各隊指導者は、半年分を団からの通知により次の期日までに納入する。

第1回 10月末日 第2回 4月末日

第6条 規約第15条に定める慶弔金は原則10,000円とする。ただし、前記金額によりがたい場合は、団委員会にて協議する。

第7条 本細則は、平成16年9月1日より施行する。